



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

始

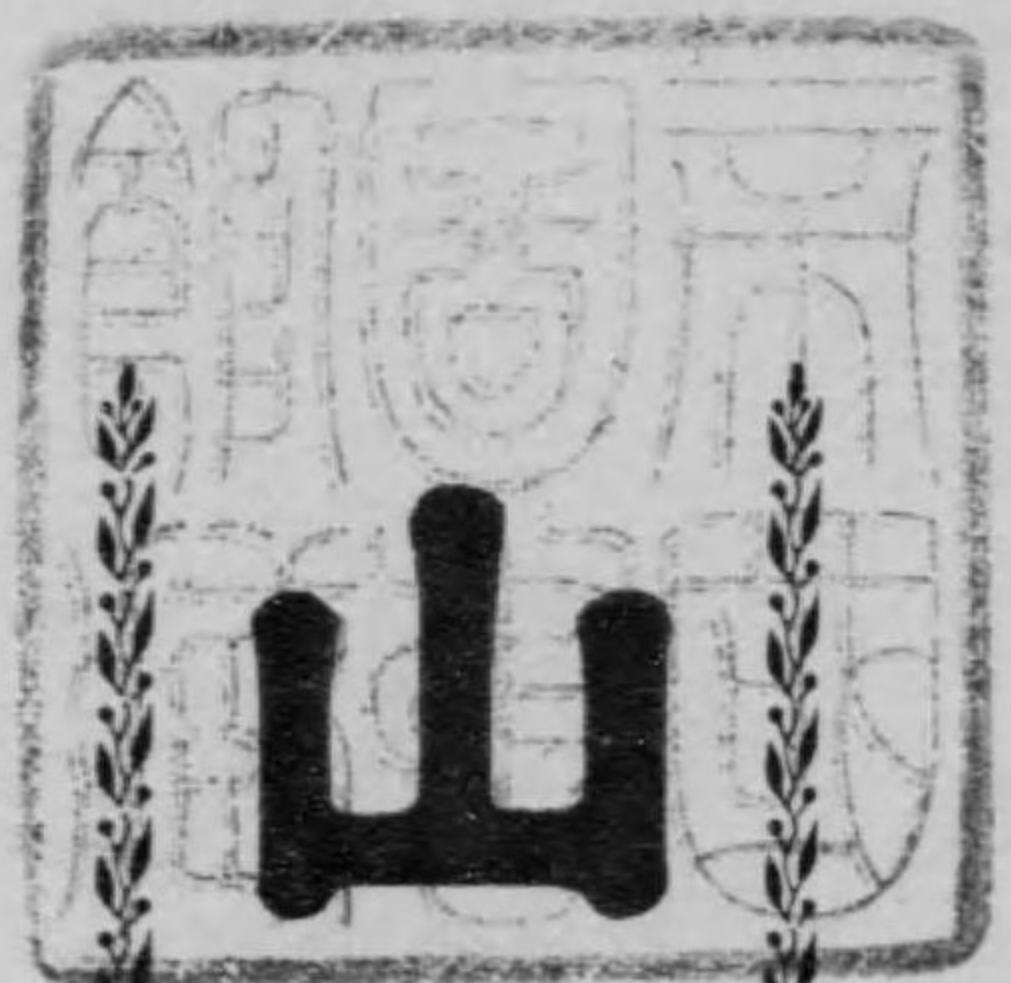


血陵考畧

著遺寧正川山

贈從五位山川正宣翁遺著

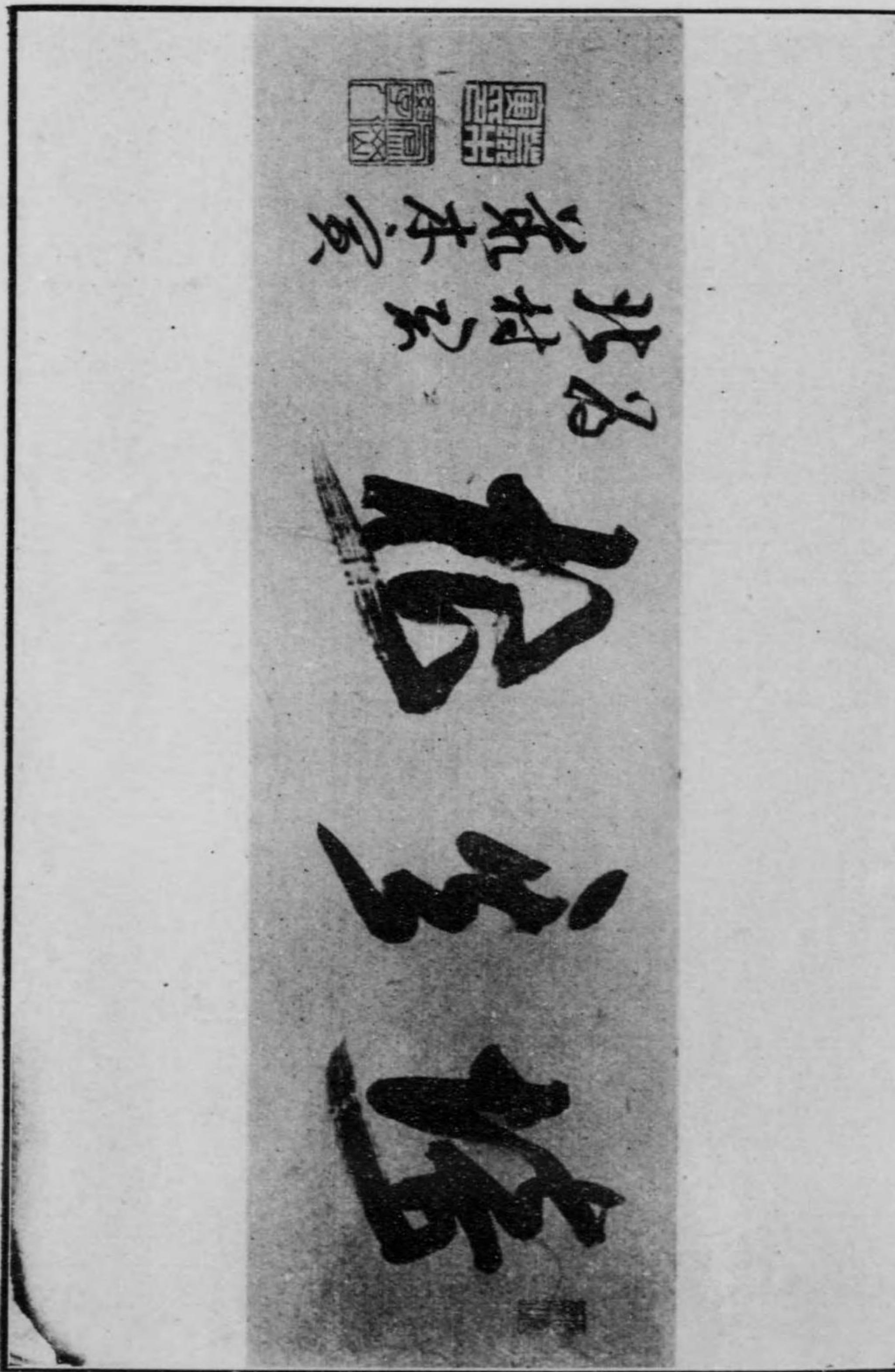
山陵考略



池田史談會發行

大正
13.6.28
内文

荒木京大總長題字



崇木京大縣尋蹤字

山陵考略再版序

畏友北村吉右衛門君舊臘一日余を訪ねて一小冊子を示さる、就て之れを見れば、君が同郷の先賢山川正宣翁の著す所「山陵考略」の再版也、君曰く余曩に本著を梓に上せて知友に頒ちしが、輓近外來思想の輸入流行と共に、又これが反動的に皇室中心主義の聲熾に起り、皇陵に參拜する者日に益々多きを加ふ、從て本書も亦た要望さるゝ聲頗る高きを以て、茲に之れを復刻し、且つ偶々某寺の秘藏に係る歴代山陵圖を得たるにより、併せて之れを撮影して卷尾に付し、世間同志の士に頒たんと欲す、乞ふ君、之に一言を序せよ、余愕き且つ謝して曰く、余や歴代皇陵を尊崇し、之れに參拜する事に於ては、敢て窃かに人後に落ちざるを信ずれども、何ぞ斯く

の如き先賢の名著に序を題するの資格あらんや、况や余が先輩には、玉手弘通翁の如き、本山彦一翁の如き、小林利昌翁の如き、誠忠憂國の士にして、今日皇陵參拜の風の大に興れるは、此等諸氏の力に依る事甚だ大也、寧ろ此等三翁の中に序言を求めらるゝの優れるに如かんや、余は喜びて之れが紹介の勞を執るを辭せざるなりと、君曰く、本書の序を求むるに三先輩のある事は、余も亦た之れを知れり、然れども余が特に子を煩はさんと欲する所以は他に有り、余が本書の編纂を託せる原田長治氏は、嘗て君と併に宮内省に職を奉じ、其の縁に因よりて特に君の序言を切望せるに依るなり、君乞ふ柱げて原田氏の意を納められよと、余此に到りて已む事を得ず即ち敢て禿筆を呵して一言を述べむ、

史を按するに、我が萬世一系の皇統と雖も時に隆替無きにあらず、足利氏の末期、皇室の式微其極に達し、畏れと、皇祖神武帝の御陵すらその所在明かならず、山陵の荒廢實に言ふに忍びざるものありき、徳川氏の中世に到りて、勤王の士輩出し、山陵の所在を探究し、之れが修理に力を竭す事漸く起る、明治維新の後、皇威大に輝き、列聖の山陵忽ちにして皆修理整正せられ、遺靈赫灼たるの觀あるは、國民の齊しく欣喜に堪へざる所也、今本書を見るに、其の記事簡にして能く要を得、山陵變遷の跡掌を指すが如く、殊に新たに添加せられたる山陵附圖に至りては、維新前に於ける御陵墓の實情を推知せしめ、轉た今昔の感に堪えざらしむるものあり、實に好著と謂はざるべけんや、今北村君が自ら其資を擲ちて、

此の名著を再刻し、同好の士に頒たんこせらるるは、誠に近來の美舉にして、吾人等常に山陵を巡拜する者に取りては、何の喜びか此れに如かんや、敢て滿腔の謝意を表し、本書の序に代ふと云爾、

大正拾參月壹月

大阪皇陵巡拜會々員

江崎政忠

山陵考略序

山川正宣翁の山陵考略が我が山陵史發達の上から見て如何なる位置にあるか、又其書自身に如何なる獨創があるかは其道の知識に乏しい私の知る所ではないが、翁の著述中、山陵考略が注意すべきものゝ一である事は今更疑ふ餘地もない。去る大正八年攝播の大演習に際して當時畏くも特に翁に對して贈位の御沙汰があつたのも私は密に或は山陵考略の著述が與つて力あつたのではないかと拜察して居る。

我が郷土の先賢にして贈位の恩典に浴せし者、翁を以て濫觴こし、而して翁の著作中、先づ山陵考略に指を屈すべくんば、曩に北村吉右衛門氏が翁の贈位を記念せんが爲に山陵考略を鉛槧に附し圖書館、學校並に知友の間に寄贈されたこそ

は甚だ有意義の事であつた。惜むらくは當時印刷する所の部
數も極めて少く、諸方篤學の士の希望に副ふ能はざる憾があ
つた。北村氏も亦これを遺憾とせられ、昨年來これが再版に
志があつたが、今や愈々それが實現される氣運に到達した。

北村氏の家は世々酒造を業とし、道隣翁の出た頃より家運
益々隆盛に向つたが、此翁一種の畸人であつて、業務の餘暇
書を習ひ其筆蹟も非凡に、又佛法を信じ、圓通風外の門に入
つて參禪されたこ聞いて居る。今の吉右衛門氏は實に其孫に
當るのである。道隣翁積善の餘慶を以て北村氏は今北攝屈指
の富豪であるが、質素勤儉よく大父の遺志を繼ぎ、家を治も
るに於いて絶じて輕桃浮華の點なきは流石に道隣翁の子孫た
るを辱しめない。道隣翁は嘗て三時業落草といふ一冊紙を木

版にして廣く寄贈されたが今の北村氏が再び山陵考略を印刷
して之を汎く世に頒たれることは更に大に喜ぶべきである。
殊に現今の如く經濟界の沈滯より、實力の有無に關せず、富
豪の萎微して何事をも爲し得ない時に際し、古人の遺著を出
版しこれが表彰に資を投じて惜まざる意氣や大に尊ぶべきで
ある。私は北村氏の高義によつて郷土先賢の遺書が世に弘ま
るこ同時に又一般好古の學者に益する所少からざるを思ひ、
此舉を慶賀する者であるが、今文を求められたから感ずる所
を書き陳ねて序として置く。

大正拾貳年拾壹月

稻 束 猛 識 す

山陵考略再版序

大正八年の秋、今上陛下 摂播の野に大演習を行はせ給ふや、當時我が郷土の先賢にして贈位の恩典に浴せし者、獨り山川正宣翁ありき。翁の傳記に至りては本書別項に掲げたれば、今此處に贅するの必要を認めざるも、其生涯著す所頗る多く、其數十餘種に上れり。されど此等の著述中、從來上梓されしものは唯纔に佛足石和歌集解一卷あるのみにて、それすら其内容の特殊の人々に限りて興味あるこ、流傳の極めて稀なりしこは、この書物をして一般人の寓目範囲より遠からしめたりき。而して翁の學問、識見を窺ふきべ山陵考略の如き、家集の如き、反て僅に寫本として傳鈔し、更に顧みられざる状態にありき。余は翁の爲めに、又郷土の爲に頗る

之を遺憾こし大正九年三月、池田史談會同人の協力を得て、翁の贈位を記念せんが爲に、翁の著述中先づ山陵考略壹百五拾部を印刷して、當時これを友人、知己の間に寄贈せり。然るに其後に至りて天下同好の士より寄贈讓與を申込まれし事頻々たりしも、如何せん、余の手許には既に一部の書物すらなき有様にて、好古篤學の士の期待に添ふ能はざりしは遺憾の極なりき。

抑書物を印刷してこれを頒布するは我家の祖父、吳北、北村道隣、已に其範を余に遺したり。余不肖なりと雖も亦好古の癖あり、爾來山陵考略再版の志切なりしが、偶々知友の一人に歴代帝陵の圖を一冊紙にしたる寫本を藏せるものあるを知り、就いてこれを借覽するに畫圖敢て巧なりと言ふにあら

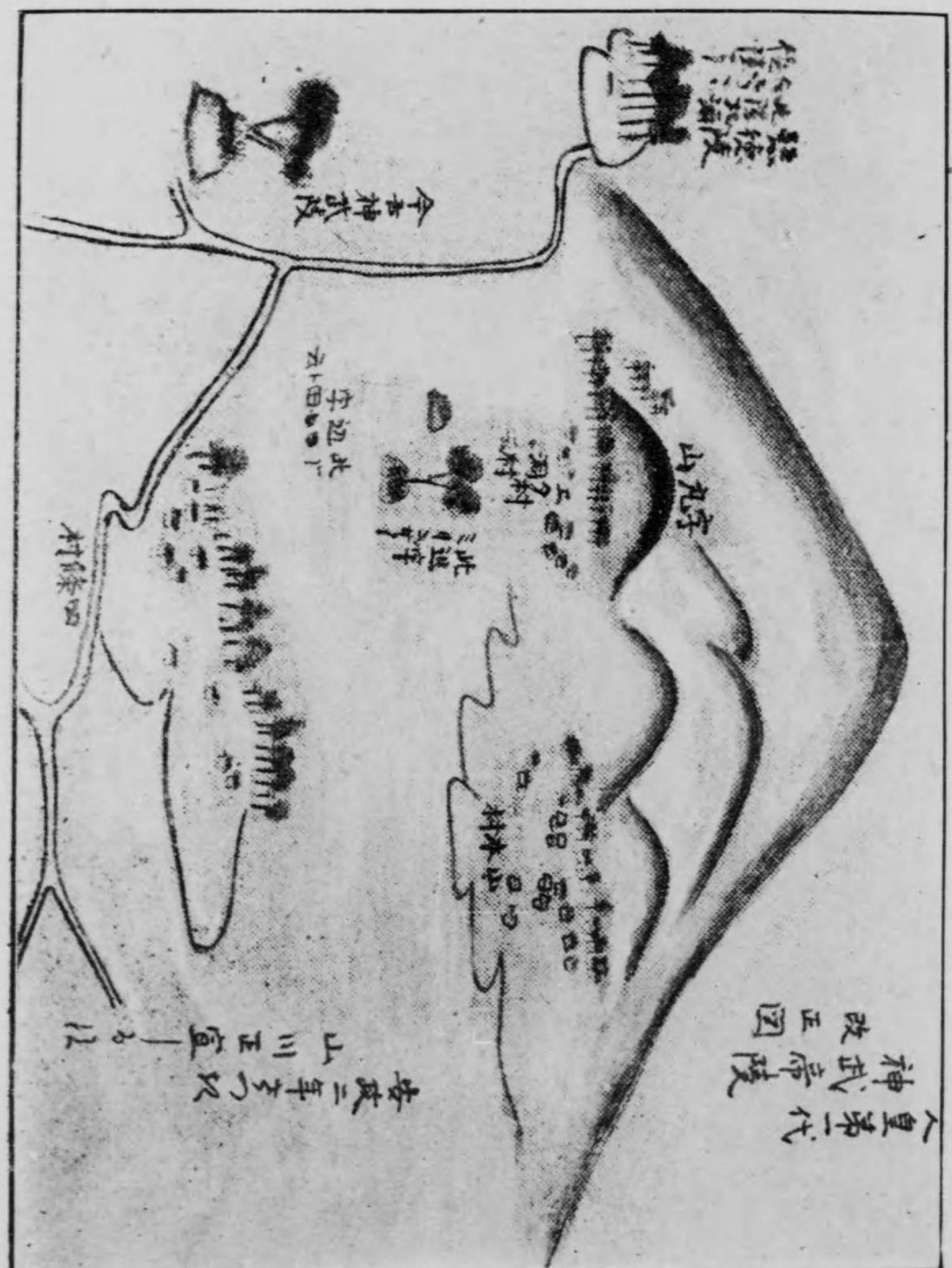
れど、翁の山陵考略と併せ考ふれば、又獲る所少からざるを信じ、所有者に乞ひ又これを撮影し、豫て余の宿望たる山陵考略を復刻するごとに帝陵圖四十有餘葉を其巻尾に附し、題して山陵附圖といふ。考古の士、翁の山陵考略を読み、更に巻末の山陵附圖を參照して多少にも裨益する所あらんか、そは實に余の欣幸とする所なり。今再版に當り聊か所感を陳ねて序とすと云爾。

大正十二年十一月

北村吉右衛門 誌す

出湖上宣等神武陵之圖

圖八
神武帝陵



山川正宣考証桓武陵之圖

山川五言卷之三



從五位山川正宣翁小傳

翁姓は源、山川氏、初名は正信、後正宣といふ、字は子轍、又字は源布、葦園と號す、別に六倉園、清宜園、芳流居、靜處、靜齋、瀧雄の號あり、通稱は、初め寅之助、後大三郎といひ、又大作と改む、攝津池田の人なり、家世々造酒を業とし、西大和屋と號す、當時里中第一の富豪たり、其の祖森仁兵衛正勝といふ、伊丹城主荒木攝津守に仕ふ、後故ありて氏を山川と改む、第十世の孫通稱大三郎、後金左衛門といひ、春眠と號す、即ち正宣の父なり、正宣寛政二年三月十七日を以て生る、幼にして敏慧學を好む、二十五歳始めて賀茂季鷹に従ひて和歌を學び、遂に終生吟咏を絶たず、國學に精しく、書畫を善くし、尤も考據に長ず、常に皇陵の荒廢して、其の沿革

稱號に訛誤あるを慨し、安政二年山陵考略を著はず、又名勝舊蹟の湮滅を憂ひ、或は石を立てゝ之を標し、或は考覈して之を証し、以て其の保存の法を講じ、或は斷碑銘鑑を手掲して、以て考古の資に供す、人ニ爲り風流溫藉、文墨惟れ親み家業を顧みず、交はる所皆當時の名士にして、訪客常に絶えず、尤も後藤松陰、吳北渚、清水濱臣、曉鐘成ニ親み善し、

著はず所、山陵考略一卷(手稿本大阪府立圖書館藏、大正九年池田史談會刊、同十二年再版)佛足石和歌集解一卷(天保十年書肆赤松某初印、同十三年鹿田松雲堂再刻、明治三十五年同堂補刻、大正十二年池田叢書第三編に收む)家集三卷(手稿本大阪府立圖書館藏、大正十二年池田叢書第三編として池田史談會刊)

宗像經碑考一卷(手稿本池田原田長治氏藏)姫島考一卷(手稿本池田森萬太郎氏藏)並に世に行はる、明史日本傳注一卷(手稿本大阪府立圖書館藏)景雲遺事一卷、在根良記一卷、祝之杖一卷(以上手稿本大阪鹿堂藏)孝子彥太夫傳一卷(手稿本池田森萬太郎氏藏)皆未だ刊せず、文久三年

十月二十三日病んで歿す、享年七十四、邑の本養寺に葬る、法諡して猶見院乾燥知水居士といふ、配は初め京師の人望月氏を娶り、後大阪の人濱名氏を娶る、皆先つて歿す、次て中川氏を娶り、二子を生む、其の子孫今亡ぶ、大正八年秋特旨を以て從五位を贈らる。

序例

竊謂、凡諸國の帝陵、年歲邈遠、且山野沿革の爲に、或は其稱號を訛り、または一號二三處に逮ぶものあり、目今遍く朝野の史冊以下、諸家の記錄等を参考し、又專蒲生秀實北浦定政二氏の説に據て、尙僻按を加ふといへども、大和河内等の諸陵、余盡く其地を經廻せざれば、半ば地圖を以て考究せり、然るに先輩は、多く形狀を察て、是非を定むれども、豈中世崩壞の難なき事を得んや、故に其決しがたきは、彼此共にして、後考を俟のみ、

開闢以來、延暦大同の頃に至るまでは、其陵地を失ふものすくなし、弘仁天長以後はしらず、ゆゑに今、まづ前帙を錄して、平安輦下の分は、他日の點檢を期するになん、陵地は、專其郷里を明らかにして、後の搜索に便ならしも、ゆゑに文義、間俗語を用ふ、觀者幸に嘲ることなけれ

安政二年秋日

山川正宣識

山陵考略

上帙

津國池田 源正宣謹述

神武陵

大和

延喜式、諸歟傍山東北陵、神武天皇、在大和國高市郡兆域、

東西一町、南北一町、守戸五烟、

以下兆域各異同ありて、且陵戸守等も、有無多少一ならず、故に今盡く畧す、但他に異なる所以あれば、亦これをするすも有なり

○歟火山は、神武帝開國建都の地にして、今其半腹艮の方、洞村の上の圓丘なり、字丸山云々、當山はすべて嵒石なれども、此丘のみ崔嵬なりとそ

傍に小祠有て、神功皇后を祭る云々、祭祀は例年九月十二日なり、按 帝の崩即今日なれば、神功功ノ吳久は神武を謬れる事、他の考をまたず、

○今此山の東北五六町を隔てたる、四條村の冢をさして、帝陵タケルノミコトニセリ、しかれども、古事記既に白檣尾上シロマツテウエニシルされたれば、其謬なる事顯然たり、又其傍に、神武田ミムサニ云郊原有、昔より此地に耕牧する時は忽崇有ハシメルニ云、今其謂をしらず、
廟陵記には、こゝをもて山陵の廢址とする事無稽なり、又山陵志には今大久保村なる國源寺及帝廟も、初こゝに在しと云いへど、そは日本書紀に、畝傍山北とするされたれ天延の比に創立せし由、多武峯の寺記に載ざり、○一説右に云四條村に屬せる田圃中の神武陵は、帝の皇子神八井耳アキヒメ命なりともいへど、そは日本書紀に、畝傍山北とするされたれば、慈明寺村なる主膳塚をば、此命の墓也といへるが當れるに似たり、大和志には山木村なる御陵山と云傍に小祠有地をば、此命の墓とす、此御陵山他書に所見なし考ふへし、但疑ふらくは洞村の丸山なるべし

綏靖陵 全

式、桃花鳥田丘上陵、綏靖天皇在大和國高市郡、下略、以下微之

○うね火山の南、久米寺の側にて、鳥田岡トリタカニニイヘリ、又字罐子山、鳥屋村船附村等も皆此邊にて、桃花鳥及訓都幾太ツキタケ、鳥屋船付の名を、斯傳へたるにや、

○今山の北麓、慈明寺村の主膳冢ミツヅカニ見を、帝陵ニするは、綏靖ニ主膳の音相似たる故にや、次下の二陵畝傍山ツカヒタケニ有に、此陵のみ然らぬをもおもふべし、古事記傳には、此陵をば神武陵とす、委しくは上に見へたり○或云此陵をば中古より綏靖陵と誤り來しより、元祿享保の比の領主、神保氏をば主膳と稱せし故に、又再誤りしかどいへり、但池尻村に營有ばく

安寧陵 全

式、畝傍山西南、御蔭井上陵、安寧天皇在大和國高市郡蔭宜作陰、安補ミサキ山の西麓シロクニ、字安補ミサキ山との峠に在、吉田村の西北なり、安補ミサキは即御謚にて、古事記には、畝火山の美富登ミタカニみゆ、按富登は、もと女陰の稱にて、陰の字をも填て、記紀等に

往々此名義見へたり、半腹に小祠在て、御陰井も今山下にあり、
百四尺許、清泉く、
安宇井とも云

此地の形勢をもて名づけたる、上古の質朴見るにたれり、
式御蔭井は、初活版の誤を傳へし
にて、他書これに從ふは無稽也

○今吉田村の東南に、帝陵ホリ云處あり、山陵の形だにあらず、素地名にも合ぬをや

懿德陵 全

式、畝傍山南、纖沙溪上陵、懿德天皇、在大和國高市郡

○山の南麓、吉田村より南、まなこ山の谷に在、
古事記真
名子云々字丸

山タケ呼り、

○今畦樋村の東、道路を隔てたる東林に、小祠在處をば、
 帝陵ホリす、其地平林にして、山陵ホリ云べき形だにあらず、
 はた地名にも叶はざるをや

孝昭陵 全

式、掖上博多山上陵、孝昭天皇、在大和國葛上郡

○三室村の北、宇天皇山タケ云、御所村の南にて、陵上に小祠
 在、其傍にはただタカ云山畠あり、蓋はかたの訛なり、又わ
 き田タカ云字も有、掖上タカの轉語なるべし

孝安陵 全

式、玉手丘上字、孝安天皇、在大和國葛上郡

○室村の北にて、宇宮山タケ呼り、傍に小祠あり、東に玉手村

ありて、御所村の南に當れり

○また玉手村の東南にも、宮山ミ云大冢ありて、帝陵なりといへど、形狀時制に違へり、柏原村に屬す。式云、これは武内宿禰墓なりと考ふへし

孝靈陵 全

式、片丘馬坂上陵、孝靈天皇、在大和國葛下郡

○王寺村に屬す、馬瀬坂の東、字峰垣内、又御廟所ミ云、殆荒廢に屬せり、陵頂にも畠有て、半腹に聊其形を殘すのみ、

可嘆、後世所創、片岡山の麓達磨寺の側へ

孝元陵 全

式、劍池島上陵、孝元天皇、在大和國高市郡

○久米寺の東、石川村の東南なる、岡の前に在て、池は西北のみを遶れり、古事記、劍池中岡上字中山塚、又劍淵ミ云、按此池は

應神帝の御時になれり、陵號は後にいふ所歟、陵畔に陪冢多くあり

按以上の山陵、みな丘に就て葬り奉る所なり、另に築造せるものなし、又陪冢も、或は有或はなし、盡くするに遑あらず、次下の陵は別に營造し、あるひは池をめぐらす、それも亦必しからず、但多くは宮車に象れり、○陪冢は初殉死なり、後これを止めらるといへども、以後猶陪冢在、蓋近侍の男女の死後其傍に葬りしにや、不詳、猶考ふべし

開化陵 全

式、春日率川坂上陵、開化天皇、在大和國添上郡、兆域、

東西五段、南北五段、以，在京戸十烟、毎年差充令守、城宮以後の制令なるべし

○今奈良市中、林小路と油坂領の界、念佛寺の後に在て、陵

方元
のし莖竹林圖
事は地林圖
に爾さあ
や後成り

地は油坂に屬す、率川は、今四町許 南を流るゝとぞ 按延喜の時、尙既に其狹隘なる事、式の如し、况今世の爲體、垣中僅に南北四間東西三間に過ずして、其外は念佛寺の墓地なれば、士庶の塔碑累々たり、嘆息は猶環地の跡は、寺外に聊其形残れり 孝靈陵に鑿るべし、

崇神陵 全

式、山邊道上陵、崇神天皇、在大和國城上郡

○澁谷村の東南にて、字向山モリヤマ云々タガミ古事記に勾岡カギツカミ云々タガミこれば、向は即勾の謬なるべし、三輪社の北に當れり、此澁谷村は昔の街路にして、今の宮道より四五町ばかり東なり、

景行陵に隣りて、且陵號も同じきから、古來互に混亂すれども、右に云向山をもて、帝陵の證シテすべし、

景行陵の條併せ考ふべし

垂仁陵 全

式、菅原伏見東陵、垂仁天皇、在大和國添下郡

○横領村世稱尼辻の西、寶來村の東、大阪より奈良に往街道の南涯に在、齊音寺村に屬す、めぐりに池ありて、寶來山モリヤマ云々タガミ呼來れり、

里俗は覆に武烈陵と云傳へたり

景行陵 全

式、山邊道上陵、景行天皇、在大和國城上郡

○崇神陵の北にて、柳本營織田氏封の東、釜口長岳寺の南なり、字御城山モリヤマ云々タガミ蓋御諱 忍代タケダヨシヲ別の轉誤なるべし、又みさんざいとも呼りとぞ また丹波市村の北上總村にも、字王墓ミコトツツカ云々タガミ呼て、帝陵ミコトノミコト云々タガミ處あれども、其地山邊郡の北極にして、添上郡に逼れり、

かたぐくこらす

十二

成務陵

全

式、狹城盾並池後陵、成務天皇、在大和國添下郡古事記云
多他那美
○山陵村享保官檢錄超昇寺村と
す神功陵高野陵亦同の東にて、西大寺の艮に當れり、字
石塚云々と有は其誤、其西に盾並池の跡有、秋篠寺の東なり、神功陵
は其北に在を以て、池上陵ガミと稱するなり、
傳の弘仁二年古圖に詳なる由、北浦氏いへり、按大和志に、此池を記して、廣千二百
餘畝、一名西地云々と有は其誤、抑いつの世にか廢絶せしにや、稅利の爲なるべけれ
陵號とさへなれる古池をば、
をしむべき事なりけり

仲哀陵

河内播磨附

式、惠我長野西陵、仲哀天皇、在河内國志紀郡

○葛井寺の北岡村に在、今丹南郡に屬す、字仲津山云々、
迺云々御謚の轉訛なるべし、
一説錦部郡上原村の大墓を、誤て帝陵とす、蓋
これは、用明帝の皇孫高向王なりと、河内志に
しるせ

○又播磨明石郡、垂氷村攝津須磨の西なりにも、帝陵ありて字千壺云々

云、所謂埴輪是は當時、庶皇子麿坂王忍熊王、爰に造營して、
梓宮の筑紫より上らせ給ふを、待れし處にて、其所以は書
紀に詳なれば、此陵地、他の率強附會せる屬云々は、甚別な
り、
但本陵は
河内なり

神功陵

大和

式、狹城盾並池上陵、神功皇后、在大和國添下郡

按皇后在位、書紀には攝政とするし、古事記其陵地を分注にせり、近世大日本史には
后妃傳に遷す、されど式右の如く、自余亦朝廷の尊崇諸書に詳なれば、猶其儀に從ふべ

や
きに

○成務陵の北に在、字御靈山又、五社神と云、しかるに後世高野陵と相違へて稱す、抑續日本後紀、承和十年にも成務陵と神功陵の、南北を誤りし事をしるされたり、然るに當時改正有て後、いつの比にかまた 神功陵を、高野陵に謬りしをば、學者みな病り、今北浦氏の考によりて、其是非を述るになん、成務高野併
せ考ふべし

應神陵

河内

式、惠我藻伏山岡陵、應神天皇、在河内國志紀郡

○譽田村八幡宮の北に在、陵在志紀郡、廟在古市郡、祠廟は 欽明の朝の創立

なりこそ、餘は世間よく知所なり、御諱を村名とする事、弊習甚しきの極と云べし

○又和泉國大鳥郡、毛受八幡宮の西南に大陵ありて、傳謂、初ここに葬り奉りて、彼又改葬すと、其年紀等は慥ならねど、次下の山陵、亦改葬を記し、古事記にも、河内寶字元年に
河内國大鳥
和泉日根三郡を、和泉國とせられたり 惠我之裳伏山岡云々 こ見へて、毛受の地名を、今の 帝陵にも稱する事故有べし、且當陵の壯大なる事、古來未曾有にして、其築造も數年を経たるべきとおもひはからるるなり

仁德陵

和泉

式、百舌鳥耳原中陵、仁德天皇、在和泉國大鳥郡、

これ壽陵の初なり、書記に初帝こゝに幸して、築かさせ給へる事を記せり

○堺津の東に在、舳松村に屬す、字大山陵、遼池二市にして、

方境の廣大なる事、他に比類なし、此邊すべて、大阪淀川
堀江^{昔日}の南岸より連綿して、地基一段高きが故に、大阪より
 堺津を經て、南海に赴く街道より、遠望するに巍然たる大
 陵なり、
履中反正亦一瞬にみゆ

履中陵 全

式、百舌鳥耳原南陵、履中天皇、在和泉國大鳥郡
 ○仁德陵の南、上石津村の東に在、字みさざい、中陵にくら
 ぶれば、方境聊劣れり

反正陵 全

式、百舌鳥耳原北陵、反正天皇、在和泉國大鳥郡

○仁德陵の北、堺津北莊津攝の東、中筋村に屬す、方境南陵に
 等し、字盾井タケ云、蓋御諱 丹比タチヒの轉語なり、宮社の丹比
 も、亦此地の東に隣れり

允恭陵 河内

式、惠我長埜北陵、允恭天皇、在河内國志紀郡

○道明寺の西澤田村に在、
河内志云、陵畔冢十三
 亘千澤田道明寺古室

○又一說其東なる國府村の、市野山をば帝陵こす、形狀は澤
 田村に劣れり、いづれか是なるにや、考ふべし、

山陵志に市野山は、市邊押磐皇子と云說あれども微なき由を記せり、今按此皇子は初近江國蚊屋野に葬り、後顯宗の朝、再同處にて改葬有し事、書紀に詳く、且國府は官衙な
 り、帝陵の側には憚るべき理にや、考ふべし

安康陵

大和

式、菅原伏見西陵、安康天皇、在大和國添下郡

○垂仁陵より西にて、街道の北に在、字保天堂ホアシノヤマと云、御諱穴穂天皇の轉訛なるへし、

○又垂仁陵の北に、兵庫山ヒガタヤマと云冢有、是を傳へて、帝陵テイリョウとすれども、形狀甚違へり、
一説此冢は垂仁崩後に、常世國より香果を携へ歸
寶來村の西
寶來村とも云り、蓋し垂仁陵を寶來

紀に詳なり、號けて西寶來とも云り、蓋し垂仁陵を寶來

山と云も、もとはこの田道間守が事より出し號なるべし

雄畧陵

河内

式、丹比高鷲原陵、雄略天皇、在河内國丹比郡

丹北郡、後に丹南、丹北二郡
と成て、陵今は丹北部に屬す

○小山村の西にて、島泉村に屬す、街道の南涯に在、島泉は蓋鷲原の傳訛なり、字丸山マルヤマと云、今は北面の如くみゆれども初は南面なりしこおぼし道の北郊に、高鷲原
と云標石を立たり

清寧陵

全

式坂門原陵、清寧天皇、在河内國古市郡

○古市村の西なる、西浦村に在、字白髮山ハゲヤマと云、即御諱を傳へ謂なり

顯宗陵

大和

式、傍丘盤杯丘南陵、顯宗天皇、在大和國葛下郡

○當麻寺の東北に在、池田村に屬す、字二兒山ツクニヤマと云、又其南に陵家ツキヤマといへる村有、陵戸の裔にや不詳

○又關屋越の麓、平野村にも帝陵、字岩北ニ云冢あれども地勢制に叶はずニぞ、大和志云、顯宗陵、昔在今市村、寶永中陵崩爲民居、云々これ恐らくは別の墓なるべし

仁賢陵 河内

式、埴生坂ハナヤマツ本陵、仁賢天皇、在河内國丹比郡

○丹南郡、葛井寺の南黒山村に在、字保氣山ホウキサンニ云、蓋御諱の轉語なり、今里俗誤て反正陵と云

武烈陵 大和

式、傍丘盤杯丘北陵、武烈天皇、在大和國葛下郡

○顯宗陵の北築山村に在、築山は、盤の畧歟字城山ニ云、蓋中世岩な此陵南陵にくらぶれば、甚壯大なり、二帝の事迹想像すべ

しこ云、營造年を經し事は書紀に見へたり

○また平野村に、車冢カマツニ呼處を 帝陵カミノマツニいへども、形狀甚しからず、一云塚山

繼體陵 摄津

式、三島藍野陵、繼體天皇、在攝津國島上郡

○島上島下二郡の界、太田村に在、陵は今島下郡に屬す西國より山崎路の官道、郡山驛の東にて、其西北に阿威村あり、形狀仁德陵に彷彿たり、三島は豊島島上島下三郡の總名なる事、勝尾寺流紀に詳く

安閑陵 河内

式、古市高屋丘陵、安閑天皇、在河内國古市郡

○古市村の南高屋村に在、明德中畠山某、此地に據て城を築く、故に今猶高屋城跡と呼り、應仁廣記に、其城は、山陵を避て造れりと云書紀に皇后及皇女を、合葬と見へたれども、后陵は別に在て、式も亦別墓とす、近年此陵の崩壊せし處より、王器を獲たり、今古市村西琳寺に傳來す

宣化陵

大和

式、身狹桃花鳥坂上陵、宣化天皇、在大和國高市郡

○綏靖陵の北、鳥屋村の西に在、字みさざい、久米寺に近し書紀には皇后合葬と見ゆれど、別なる事は安閑陵に同じ

鳥屋村と越智村の間にも、陵地有て字升山と云、土人これをば帝陵とすれど、こは崇神皇子倭彦命の、身狹桃花鳥坂墓と云にあたれりときけり

欽明天陵

全

式、檜隈坂合陵、欽明天皇、在大和國高市郡

○橘寺の西平田村に在、字梅山又石山、書紀に推古朝以沙礫葺檜隈陵云々、此謂なるべし、其北を坂中と云も、亦坂合の轉語にや、地勢甚坂合と云べき處なり、大和志云傍有翁仲二軀

敏達陵

河内

式、磯長中尾陵、敏達天皇、在河内國石川郡

○叡福寺太子世子稱ス上の東、葉室村の西に在、書紀初大和廣瀬に殖し奉り、崇峻帝四年、ここに葬る云、初皇后陵也又後合葬竹田皇子

用明陵

全

式、磯長原陵、用明天皇、在河内國石川郡

○叙福寺より巽の方に在、春日村に屬す、竹内嶺に越る道の右方なり、書紀に初大和磐余に葬り奉り、敏達帝元年に此地に遷すとみへたり

崇峻陵 大和

式、倉梯岡陵、崇峻天皇、在大和國十市郡、無陵地并陵戸、
○櫻井驛より、多武峰に登る道東口^{世稱}の右方、倉橋村中の金福寺に在、字天皇屋舗一云、小堂中三間四方に神位を祭れり、素平地にして陵状なし、按、帝弑に遭たまひ、且即日に葬り奉る事、其所以有べし、書紀及式の文併せ考ふべし、又こより二十町許良方、城上郡忍坂村の界に、壯外なる

帝陵有て、字赤坂一云、しかれども本文に據時は、猶金

福寺を以て是一云すべし

推古陵 河内

式、科長山田陵、推古天皇、在河内國石川郡

○南山田村に在、字高塚一云、用明陵の南に隣れり、以下は山陵は石室あり其制又ニに至りて一變す

舒明陵 大和

式、押坂内陵、舒明天皇、在大和國城上郡

○忍坂村に屬す、字段々山、又丹塚、櫻井驛の東にて、宇陀の方に通ふ道の左方に在、書紀初滑谷に葬り奉り、後又ここに改葬すとみへたり

齊明陵 全

○土佐町より御所村に至る途、車木村の北、越智村の南に在、字天皇山と云、嵐上の名義地勢に合ひ、且續日本紀、天平中に當陵の崩れたる事有き、今もくづれ易き土地也、故に帝陵とす、

○又北越智村の東、綏靖陵の北にも、字塚穴と云陵有て、石室等も歴然たるを、古來、帝陵といひ來れども、後輩は右等の本文によりて、これを諺陵とす、
但天智御時に皇妹間人皇女を
にみねたり、兩陵の
是非併せ考ふべし

孝德陵 河内

式、大坂磯長陵、孝德天皇、在河内國石川郡

○山田村より、二上嶽へ越る道の左に在、大阪といへるは、古來此邊の總名にて、此處より大和への間道、穴虫越に逢坂村有、蓋大阪の轉訛なり
大阪は書紀萬葉集
等にもみえたり

天智陵 山城

式、山科陵、天智天皇、在山城國宇治郡

○粟田口より大津街道、日岡嶺を越て左方、鏡山の麓に在、
陵上に
小祠在 東南の方に陵村有、古の守戸の後裔有て、嘉曆建武以後の文書を傳ふと云、
此邊すべて御廟野といへり 又陵前に有石を 石と云
脊、帝ここより昇天し給ふと云、妄説あり、
萬葉集、額田王歌にても其妄説

又一説、此石をば棺蓋の散落也と云も杜撰にて、これ
必宣命場なるべしと、山陵志に辯じたり

天武陵

大和

持統陵

全

式、檜隈^{アシマツ}大内陵、天武天皇、在大和國高市郡
全、大内陵、持統天皇、^{合葬}

○久米寺の南、五條野村^{ミタケノマチ}三瀬村の間に在、字丸山、又東明
寺塚^{ミツカ}云、石室中に双棺あり、<sup>一は南面蓋天武
一は西面蓋持統</sup> こそ

○また土佐町の東北、檜隈村の巽方、上居村<sup>本名淨御
蓋宮號</sup> 野口村等の西に、皇墓^{ミツカ}いへる塚を、古來、兩帝の陵^{ミツカ}云傳へて、

地名も亦由有に似たり、いづれか是なるにや、^{今按帝陵に合葬} も往々見ゆ、双

棺必しも證と
なし難きにや

文武陵

全

式、檜前安古岡上陵、文武天皇、在大和國高市郡

○欽明陵の南平田村に在、檜隈村に近し、陵上に孤松ありて、
字高松冢、又中尾^{ミツカ}云、

○北浦氏説、前に載たる、皇墓を以て、帝陵^{ミツカ}し、高松冢は、
形狀制度に叶はず^{ミツカ}云、<sup>安古の地名は、並
に據とする所なし</sup>

元明陵

全

式、奈保山東陵、元明天皇、在大和國添上郡

○奈良の西北、不退寺の西、法華寺の北に在、字大なべ云、
蓋奈保^{ナホ}の轉訛なり。奈保山、續紀に猶山とも書るによりて、猶
は櫛の誤といふ説は、却てあやまりなり。

○なら坂村春日社の前に、明和中、此處の西なる山の崩地より出し、碑をば建置り、即此 帝陵の碑なり、今は磨滅して、殆見はず、此碑、遺詔によりて陵に建
られし事は、續紀に詳く

元正陵 全

式、奈保山西陵、淨足姫天皇、在大和國添上郡

按諸陵式に、以下聖武桓武二帝の外は、御謚をしるさうる事、

其故をしらず、但高野陵の稱號は、其條にくはしく弁す、

○元明陵の西に在て、字小なべ云、大なべに對していへる

稱なるべし、二陵ともに法花寺村に屬す

聖武陵 全

式、佐保山南陵、聖武天皇、在大和國添上郡、

○奈良の北法蓮村、眉間寺の山上に在、久安年中に當寺を建て後、陵地を削れる事は、山陵志に委し、但今も猶後面には、環池の跡みたり、此陵は東大寺より守護して、祭祀懈怠なし、陵地の全くして、事實の分明ならぬは、猶勝れりと云べし、按此地戰國の時、松永氏城を築くと云傳
ふ、損壊蓋當時の所爲にも有べきなり

高野陵 全

式、高野陵、平城宮御宇天皇、在大和國添下郡

按史前紀には實字稱德孝謙皇帝と稱し、後紀には高墮天皇としるす事は其故有べし、
また式には御諱御謚、ともに載ざる事も右に云如し、世間に初を孝謙とし、後を稱徳
とする事甚謂なし、こ
は事の次にいふのみ

○成務陵の東に並ぶ、字みささき、後世謬て 神功陵とする事、委上に見たり、且今西大寺の僧徒、東大寺に倣ひて五社神の陵を、高野山と稱して祭祀せること聞り、盾並の池後池上の稱をも辨へざるにや、猶上文併せ考ふべし

廢帝陵

淡路

式、淡路陵、廢帝、在淡路國三原郡

○三原郡、賀集和名抄
加之乎の中村に在、周廻六町許、中段に祠廟在、今牛頭天王と稱し、字天王森、又杉尾森とも云、其頂上をば高場と云、又小祠ありとぞ

○又洲本の西南十一箇所村の、野邊宮の傍なる丘松と云處をば、帝陵とすれども、甚陵状なし、接續紀、寶龜中に改

葬ありし事見ゆれば、蓋野邊宮は行在の跡にして、丘松は初葬の地なるべしと聞り、猶土人に尋ね問へし、元享の記に
も、十一个

所村と有又山陵志野田
宮と云は傳聞の誤にや

光仁陵

大和

式、田原東陵、天宗高紹天皇、在大和國添上郡

○奈良より東方三里餘、田原庄日笠村に在、字王墓と云、伊賀名張に通ふ道の左方なり、又此西矢田原村に、帝の父王施基皇子の陵
有、初墳とす、紛らはしき故に記しおくべ
た一變すと云

桓武陵

山城

式、柏原陵、桓武天皇、在山城國紀伊郡

○藤森社の東、大津路深草山の南なる谷口村に在て、好事の輩近年猥に標石を立、又山門よりも拜堂を建て祭祀すこそ然るに是、恐くは 帝陵にあらず、仁明陵なるべし、山陵志の説亦おなじ

○伏見城山の頂上、艮の方古御香近き地に圓丘あり、是必桓武陵なり、但今城山は官禁有て樵採を許さず、帝陵素歷然たるを、廟陵記山陵志等に、豊臣公の爲に陵地を失ひしこしるすは、甚無稽なり、但陵地は甚小
さくなれり

平城陵

大和

式、楊梅陵、日本根子推國彥尊天皇、在大和國添上郡

○今添下郡に屬す、元正陵の西法華寺の東北に在、常福寺より西にて、字ねち山云、又其南に楊梅天神祠有て、地名の證とすべし

○古來この東北なる、字ひしやげ山云、大墓をば 帝陵とす、こは式に載たる、仁德の皇后山背國筒城宮にて崩じ給ひし、磐之姫の平坂上墓なるべし、式磐足姫と記す、足は之の誤にて上に云蔭と同じく、活版の所爲へ、又此陵は環池二市有、此制仁德陵の外にあらず、大和志に此后墓を添上郡の鷺坂へといへるは、今のなら坂より誤れり、古のなら坂は今のが姫越にて、式に此墓をば盾並池上陵の守戸に、兼守らする事も見え、今のなら坂を、もと般若路と云し事は、平家物語等にも證有、此なら坂の相違は、北浦氏も考へおり、

山陵之圖

卷之三

第壹代
神武帝

和州四條山之御臺

丙子三月上日崩御

庚午年百二十日

四條村

北

松

櫻



大化五年建
御臺

大和國高市郡四條村御代中孫有二東南兩方以
平地其墓之主有二地形字也因之號之
所位記作御臺

二代

綏靖帝

スイセイテイ

慈明寺村

大和富木郡慈明寺村慈志山内東面長坂
一基石之山方地形子一幡旗半石塚木少無生有

生年根元竹枝作年



三代

子ノ

安寧帝

安寧帝

吉田村

吉田村

火

竹造年四十八石

水造年四十八石

木造年四十八石

大和守源那吉田村有矣
陸地小社有二西方石劍有東西角一腰有石窟有右室八畝積山
神加之森原之神一九月十三日每年秋平有由高地一向引出年竹造

四代
懿德帝

竹植四十石



取傳村

大和國守市取傳村烟中林有内
小社有村氏神之神事有内
林山先年作也作内由

五代昭
孝愍帝

大和國葛上郡三室村氏神與之山頂社也
移築正西方樓門石階下等處有

四株松不難木生處有

一株松不難木生處有

八年八月九日神子有

桂樹

社也

四年作社也

伊勢守昌弘

年



六代
孝安帝

一八



大和國高上教室村林山ノ内頂陵変地也。協切有。肉
窟有。除拂石根石有。大石有。林山東方
一社有。八幡社有。新之長神。石林山雜木
社用。并。其一切不伐採。協切ノ内。先年行役。休生。

室村

七代
孝靈帝

七

熱根也リニヨナハチ

王寺村



太和山為下邦王寺村東助町より上
北者烟地の安地も燒溝有し烟地燒もあリレ
地主は不^レ付地主金主支那片様に作付は另^レス

八代
毒元帝

大和多喜郡石川村林山内
保山多喜山迎生年行住経月
其山根回ノ大池塘四百丈

石川村

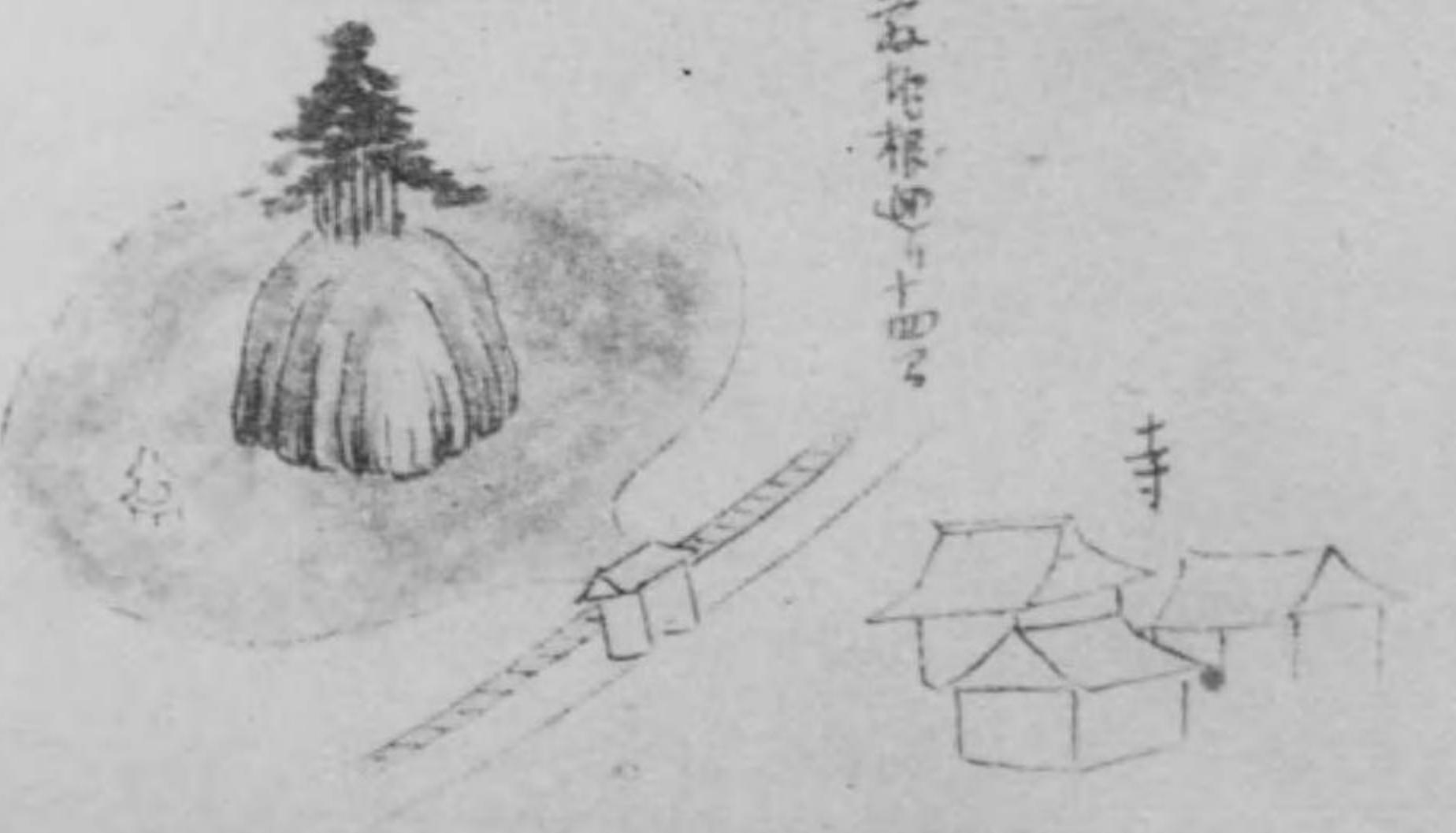


九代
開化寺

古地圖四十四

大和國添上郡南都漢志所
念佛寺持深化油飯村之圓敷地
佛院有迴り土塁地名薩山
宋多樹年夏地住宋多之原地之

北



南

二帝難支

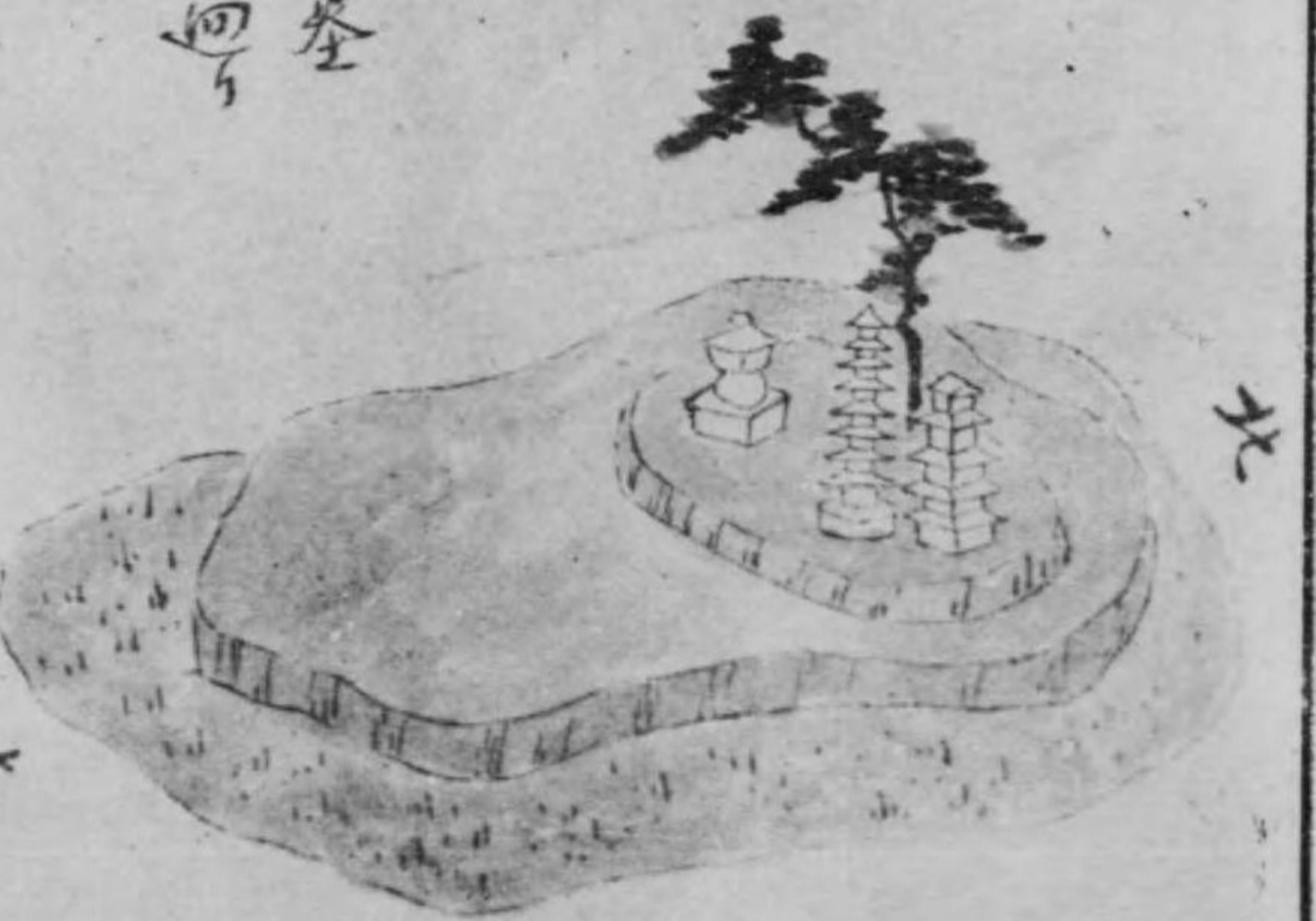
十六代

崇神帝

十七代

景行帝

太和山邊郡上條村烟牛、高一丈
頂小松木生茂り有根回り
芝草竹植此作付生



十一代
萬仁帝

老根通三萬年

老

水

大和音源上那秋音寺村子野葉葉木一頂
生年三百歲古事記作百以他有之方
地數字已不確至、枝木半七代孫之半
四弓大把御廻一多
其四弓相中身方柄法足不保
五弓以上水中人之多



十三代

成勢帝

大和國源不致起昇平村七ヶ村立舍山原平地
九甲方百程一而光算石大一百四十行地
御内地有ノ而古行百程而方即在接
蓋石三之合ノ七甲一百隔云天程之石古在平程
有ノ以在ノ下ノ白牛山石程至ノ高木又以出南
者之有ノ

山上平道十六石一和私易、即在接ノ蓋石之ノ
石一石三八四万每方ノ、即在北石三百程东、方
接石余、燃四ノ字ノ有ノ、此下ノ即石程補生、
之ノ付、是今ノ石每百ノ、先通出地數合之ノ及
右ノ、諸方四ノ字ノ、而古行百程之ノ、此九甲ノ、即石程
之ノ付、是今ノ石每百ノ、先通出地數合之ノ及



十四代
仲哀帝

阿内玉錦郊野上京林内あま山
不見民升山也因一壁空其隙之名
生年以作歲行位至之右山後
御坐之方仲哀天皇之御坐之下
多有接觸石般也之御坐之左
山之左亦此也



十五代

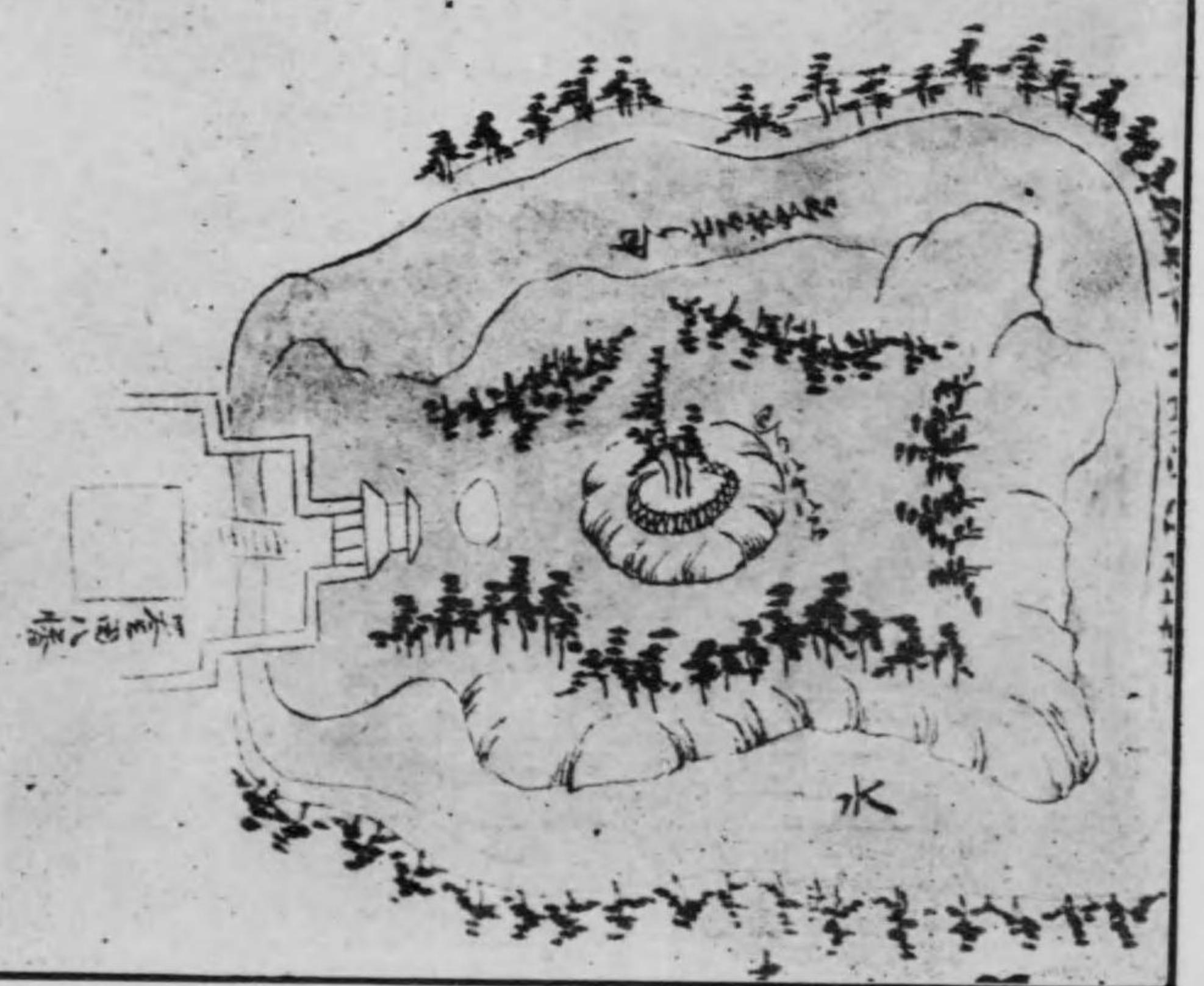
神功皇后宮

大和云深下郡越見寺村七ノ村幸舍山ノ碑
紀立於古興方程ノ石、平地足海也御持
於山屋村分角身正月吉日八方四門之繩
云中究江内御石権上也之株折大石焉
平石三ノ石ノ平也御形し内白キ海石也少石多
多也御形山ノ上り道也度不既矣
有之石也御形山ノ上り道也度不既矣
生石也御形山ノ上り道也度不既矣
書也御形山ノ上り道也度不既矣



應神帝

河內國古布於不苗傳於後內境
地方林塗山頂生毛作外
竹桂之內柏木不橫之重山度而
勢山之能高回水升流於林間下
船傾而中水



十七代
仁德帝

吉井方乃原主人
竹枝草堂



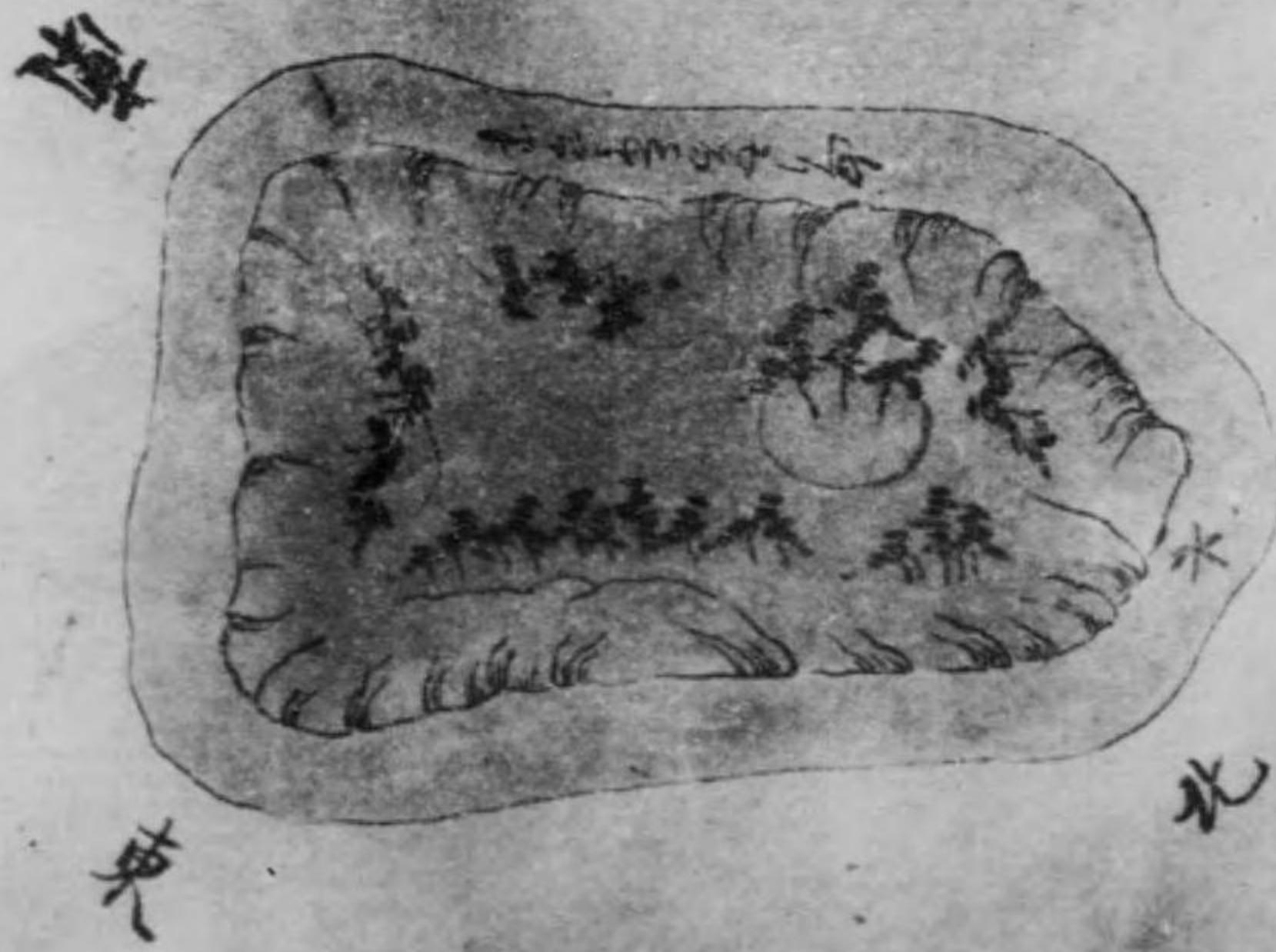
十一
西

聖泉玉在左那禮松有山用。舊奉仍不消。
御林山祖谷色分於未主。長子至一
竹枝(内南)方。少子據北。中子居西。
此三子皆不承其父道。次子追存
用。名。生。自。號。號。第。通。一。難。木。生。之。
此。右。御。林。山。下。古。木。生。稱。又。追。而。
八。用。用。以。是。

十八代
履中帝

和多志大寺那上石室持第山之山復
以第一經字是不復有也山也山
是山也山也山也山也山也山也山
也山也山也山也山也山也山也山

(上石室村)



上庭三吉
中屋西方
竹西二十九
山也山也山也



十九代
及正帝

和氣山本多郡、内様御事御用
降し草山の御山頂少く方々多々仰
御す。通しの余程に御佳事へ此山事
也。又が御う心高止有。用わし也。

竹拂出不草木陽拂陰不
八角用ひ此不ニケル御陽陰不
信山事也。

手可也方
竹也也方
手可也方



博

王代
壳恭帝

河用玉志紀教也育材烟中若出臣
有方一往于之而先每竹位為你得
空易多矣子國、德、事、走、與、
知地、門、游、去、久、相、明、觀、
其、人、



竹位

吉安書寫

卷十

王代

二十一代

安康亭

舊有松柏之木山中

大松雲根下數株名松石名唐松
植保者一頃凡二方余之植保之內

小立有之而無之者

竹也蓋地也以作林也

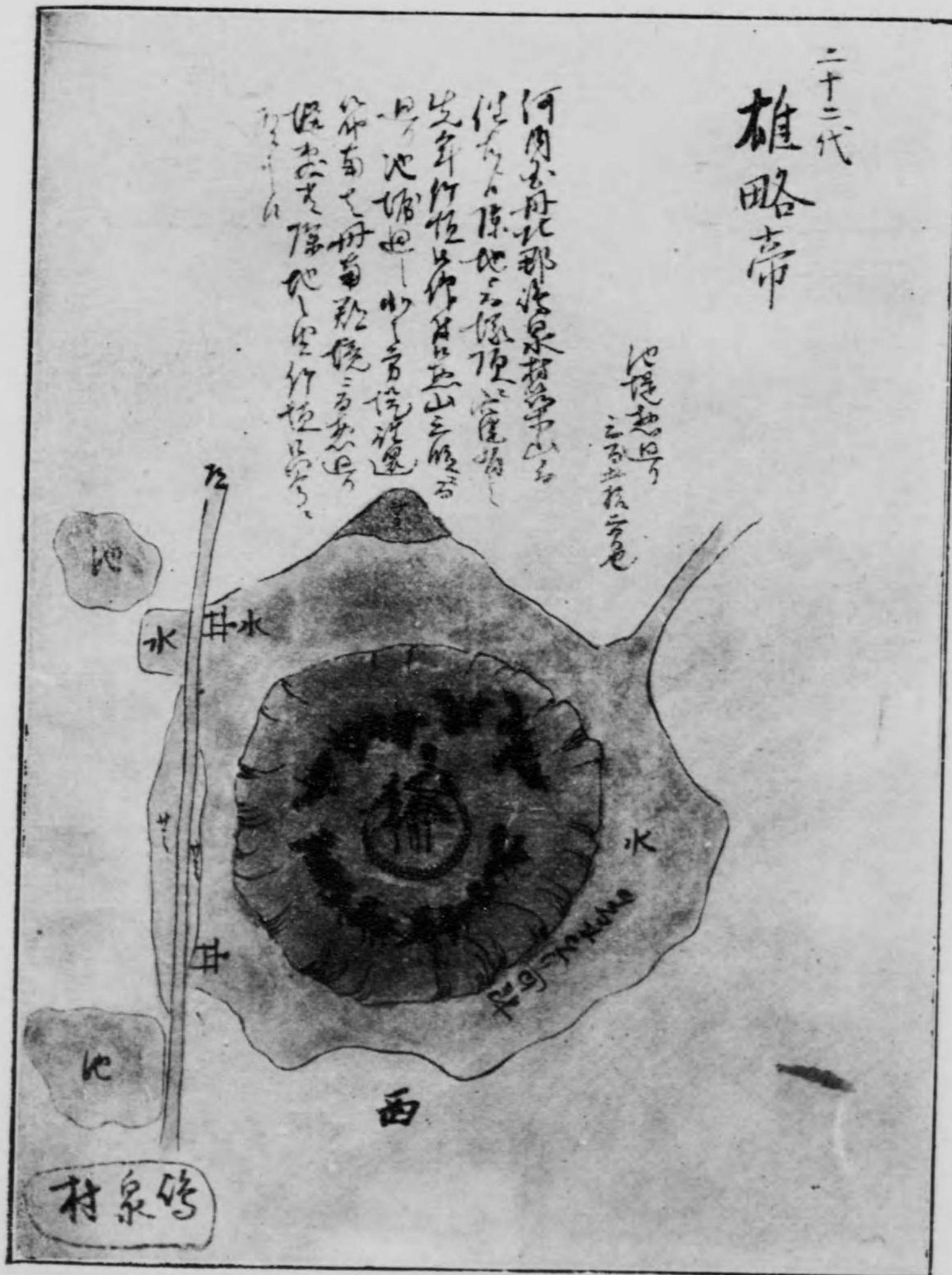
平松林

大坂山



卷之二十一

二十二代
雄略帝



二十三代

清寧帝

河內王古帝號而廟稱神中之靈山。高
南朝人。市是年作墳。作廟。作碑。一
子之高。松柏之茂。蓋有之也。除地。高
三方。地有三池。水有三林。用以三室。而
三方。作屋。造焉。而三方。地埋田地。作
作。地。屋。三室。而三方。

竹枝山。桂寧帝



二十四代
顯宗帝

大和國爲下郡平野林山（角山復洞有）北
南方入口古奥方云之理不遠只入葱山茶
宋生八角一束一方一株復半而東之方而東古
中多石洞（白子先年行伍以深得空氣也）



平野林山
南
聚寺
日十四

二十六代
武烈帝

北



南

大和多喜郡平生村民作山ノ頂有
熱山ノ内地ノ方墳山ノ洞口石之故之石壁
東ノ方陽草塚之故方共加形乎并者二
而一、史年竹植ノ作月之生居多故多之雜木
氏神新用平生村ノ内七石之中大石七
有、之之生居多割也之血生居多之
黑石、石之中大石、之

繼體席

二十七代

松林小宿在太田村之角山山
頂成多處平地有水及草木
竹林及松柏等樹生其上其下
有石塊及石礫散落其間
其間有水池及石壠
林中有水池

上然内三石大石
中庭日月三石大石
山山中水石大石
上然内三石大石

太田村



二十九代

安國帝

古布村

西用家本年移古布村第山
山坡多石高崖有水可耕種
惟多石地少人烟少
相處之物如多石地東北
方多石破石上多石地無水

空屋
空屋
月日
月日
年月
年月

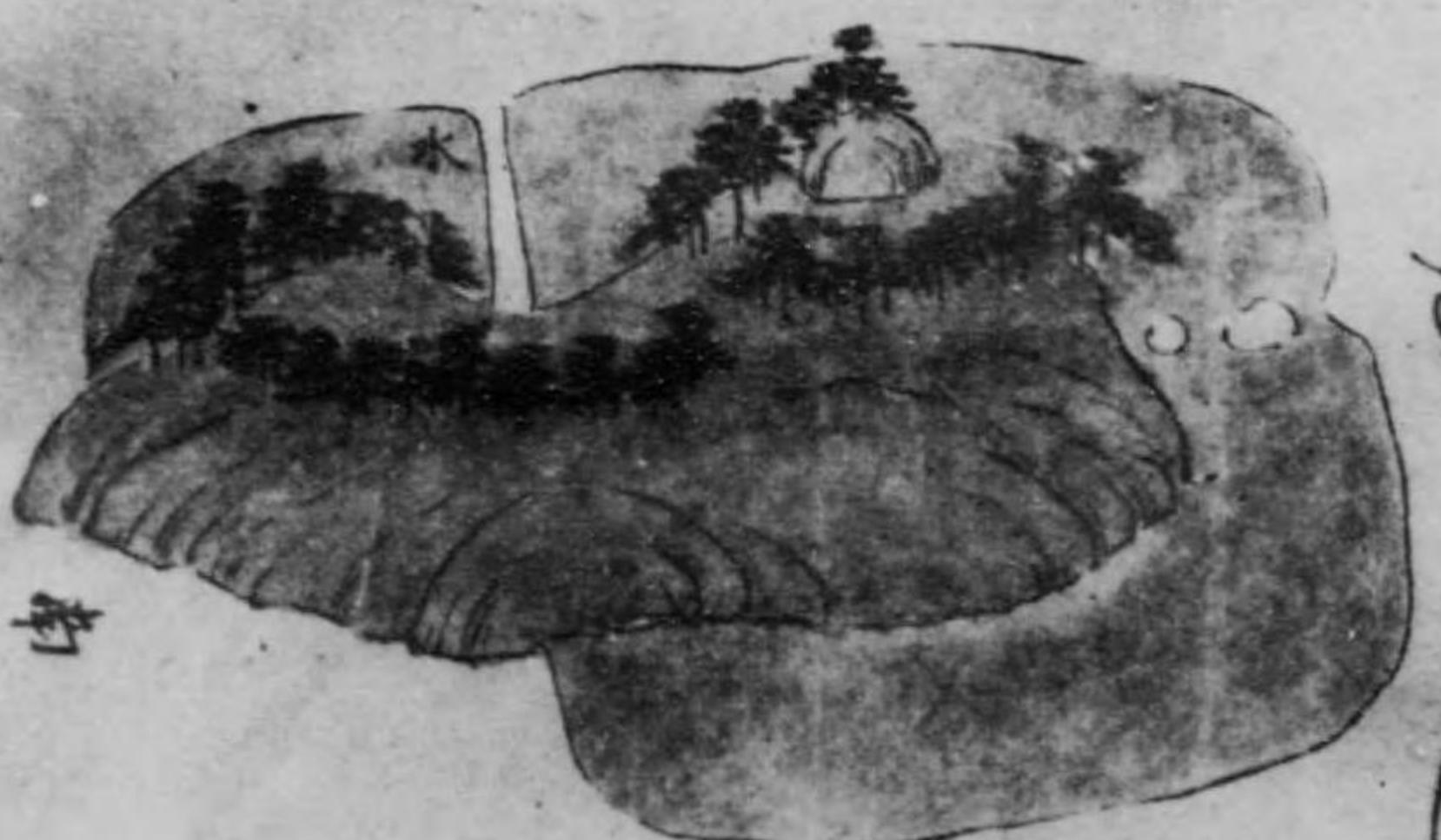


二十九代
宣化帝

(宣化帝)

香樹村

香樹村



大和國宇布耶高尾村林山也向頂
物方一枝子木不生全竹植葉
体曲其山根向地佈迫有南山
古半山高三假多

(宣化帝)

三十一代
敏達帝

阿因山石窟寺左子在敵禦
拂米等一寺後、肉筆出焉。次
東西之宮代形寺也。不全其
是全以作佛竹枝寺也。其寺
地名御古山至也。

窟二三百石
御古山至也

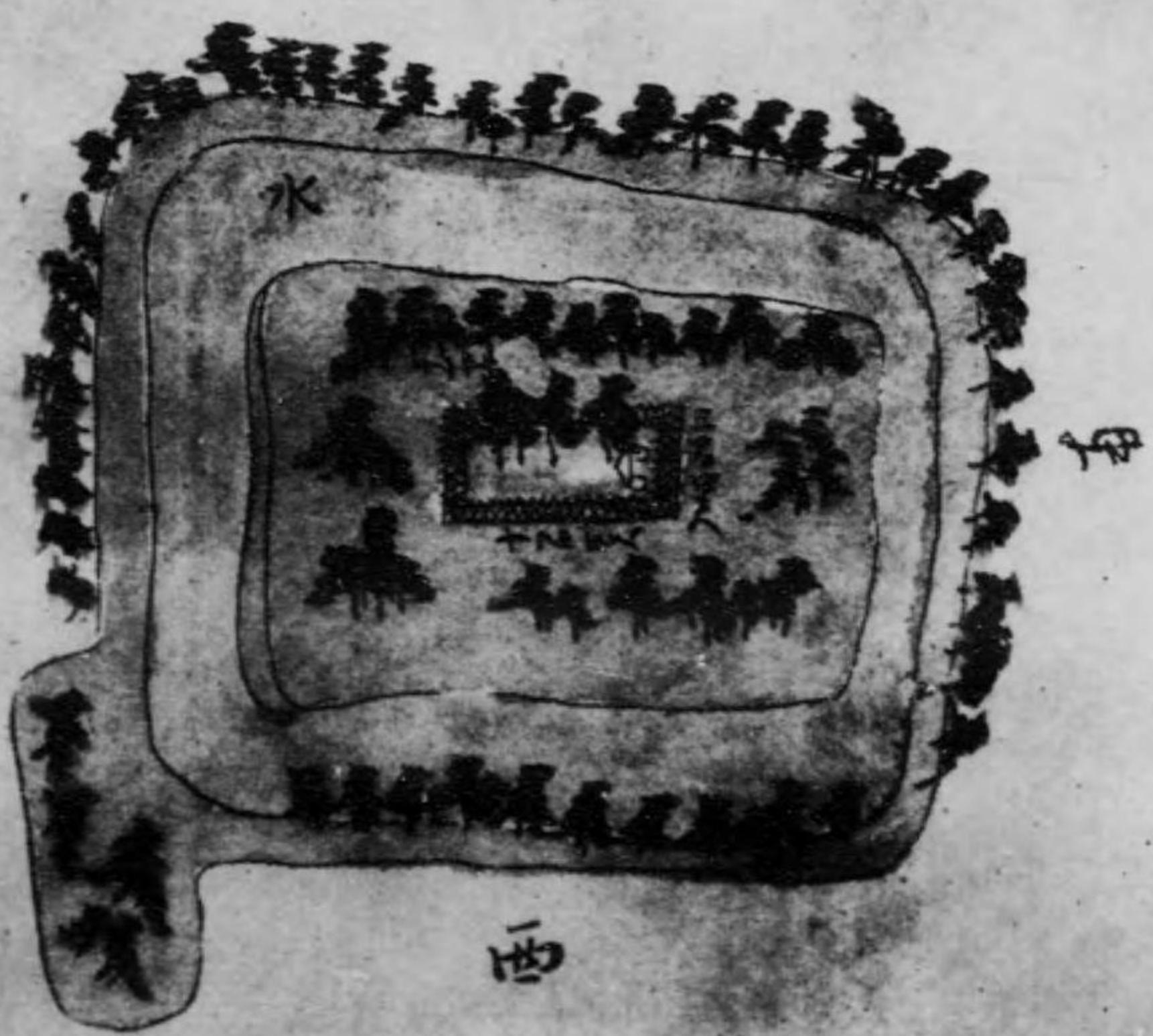


三十二代

開明帝

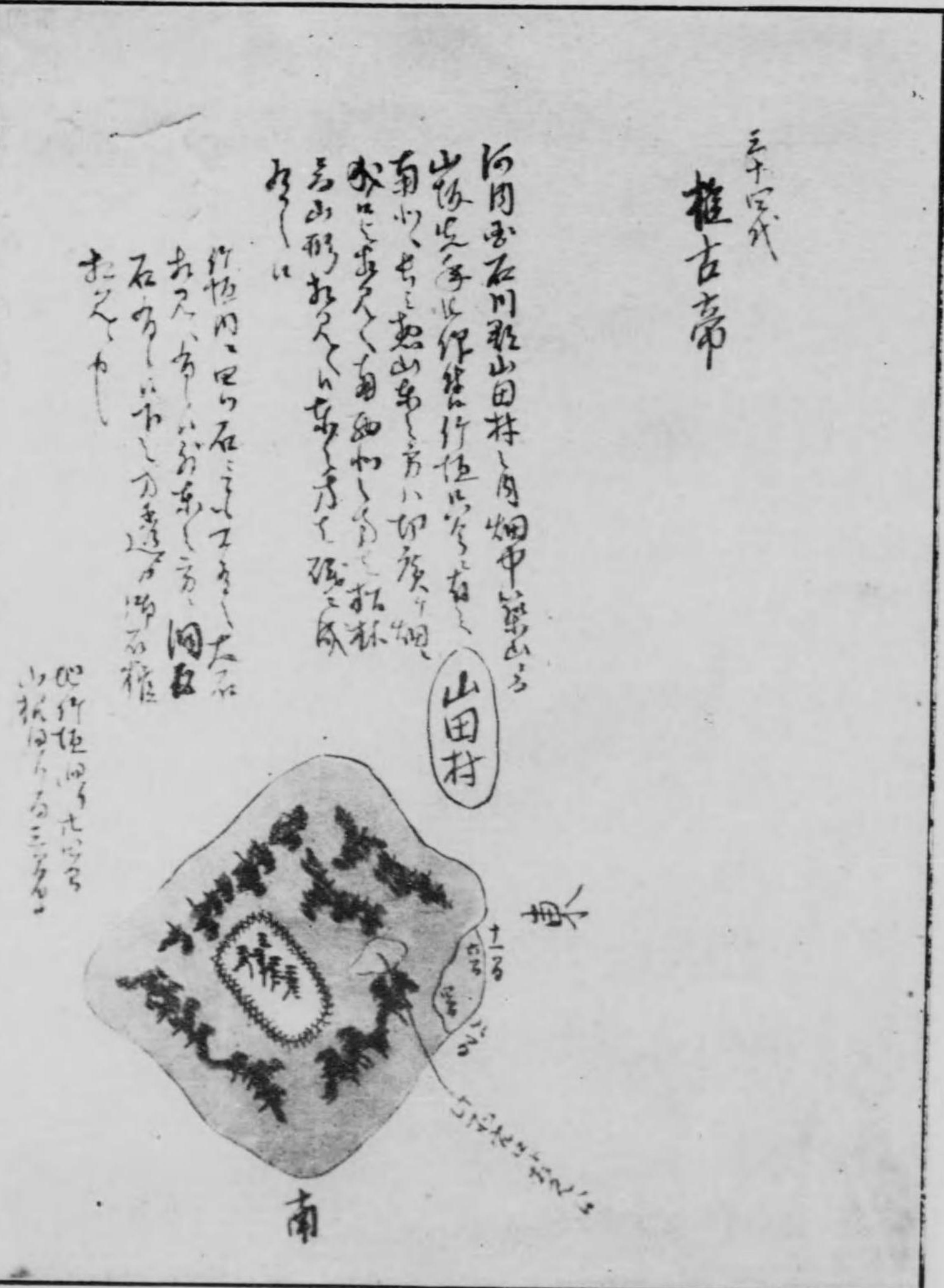
河内太守張春之林第
是年正月作此碑
有石洞空江石
大石者上生木榮生
山凹地形平与縣同
草書

大中祥符元年正月





壬午年
桂古帝



三十五代
鈴明帝

大和國或上郡忍坂有山烟中。在陰山龍木
生石之坂。其坂有木。其長才半幅。定
禮石方。山之東崖。據穴口。石之末。去
毫百步。高四尺。徑一石。有怪石。石之下
廣可二丈。石上雜人。入山有理。辛亥山
亦能有中。後有手行。以保其深。年
廿九。己卯。正月。行。佐。內山。年
廿九。己卯。正月。行。佐。內山。年





十六代
齊明帝 皇極帝

重祚



十六代齊明帝 皇極帝

(重祚)

大和國名君數多瓦砾
山烟大叶中石烟多肉味石糖多
石烟明陞)有(迎上等竹煙味
石烟明陞)有(迎上等竹煙味

六

田烟

三十九代
天智帝

山城守守瀬郡山神御陵并御廟
聖之御陵御廟山之陵古
御石之上八角中陵古角
不陵四角之古入之陵廟
古御木木生茂り自
御木木生茂り自
御木木生茂り自



山神
陵并



第十二代
文武帝



太和國高布郡平田村
平山之内一里有余葉不生
山上亦佳有之而一旁有深
厚之年竹也此作此生

四十三代
元明帝

大和國海上數珠花寺之内古墓裏
持山寺和歌山寺後陵墓地人全方
平地常本生有山而是年行經
此作舟以船山南仰也此舟山云向了
大船橋因山三段之船冢也坐之
矣此蓋支拂也此分母之假臺
平伏也多也



十四代
元正帝



大和國添上郡邊野村内。淡花名殿
捨小路山。致落也。由立平地。余木
生有。此木生竹。伍作。是想。空想
而也。妻者。上松。上草。加。东。赤。猪。
石。方。寺。八。丈。五。寸。隔。四。丈。金。多。以。印。石。
之。株。根。在。下。石。根。其。益。石。木。不。之。望。古。
右。之。不。宿。之。常。如。此。之。不。宿。之。一切。益。等。
方。之。中。如。山。三。段。石。块。之。深。石。木。之。望。古。
左。之。山。之。深。石。块。之。深。石。木。之。望。古。
右。之。山。之。深。石。块。之。深。石。木。之。望。古。



母

水

山山山山山山山

日本本

四十六代
聖武帝

大和國添上郡依保山肩間至
吉内邊之後，山腹而橫有
拂石移立於之石傍，據上壁，
東方之際，明有角之方。
正面孤根，平地石蛇龍。
名（根）之是年修造也。
眉弓之後的山高仰過，
平地之田畠也。
又山脚玉山神之多神社。
天皇，社祭之地。

北



南

眉間寺

四十六代
孝謙帝稱德帝
同祚

重祚

大和五年正月
山頂本紀元年
推之方四方之行
內之九東西御弓南
如三月龍之宿



四

六

一月山頂

四十九代
光仁帝

大和國海上郡東田原村山内日笠下村
因也山中傳據其山也復雜木
往古名字多々傳也唱、年夏則授
地植之也更復是每行種及得其生
百姓三霜而占也以至既死所居不右
墮山野者多數之傳り作儀病氣附身
产立之也其果而死之故也政局
是也又云而死其將也因也既死其子
大嘆也傳也



大和國

村

日笠下

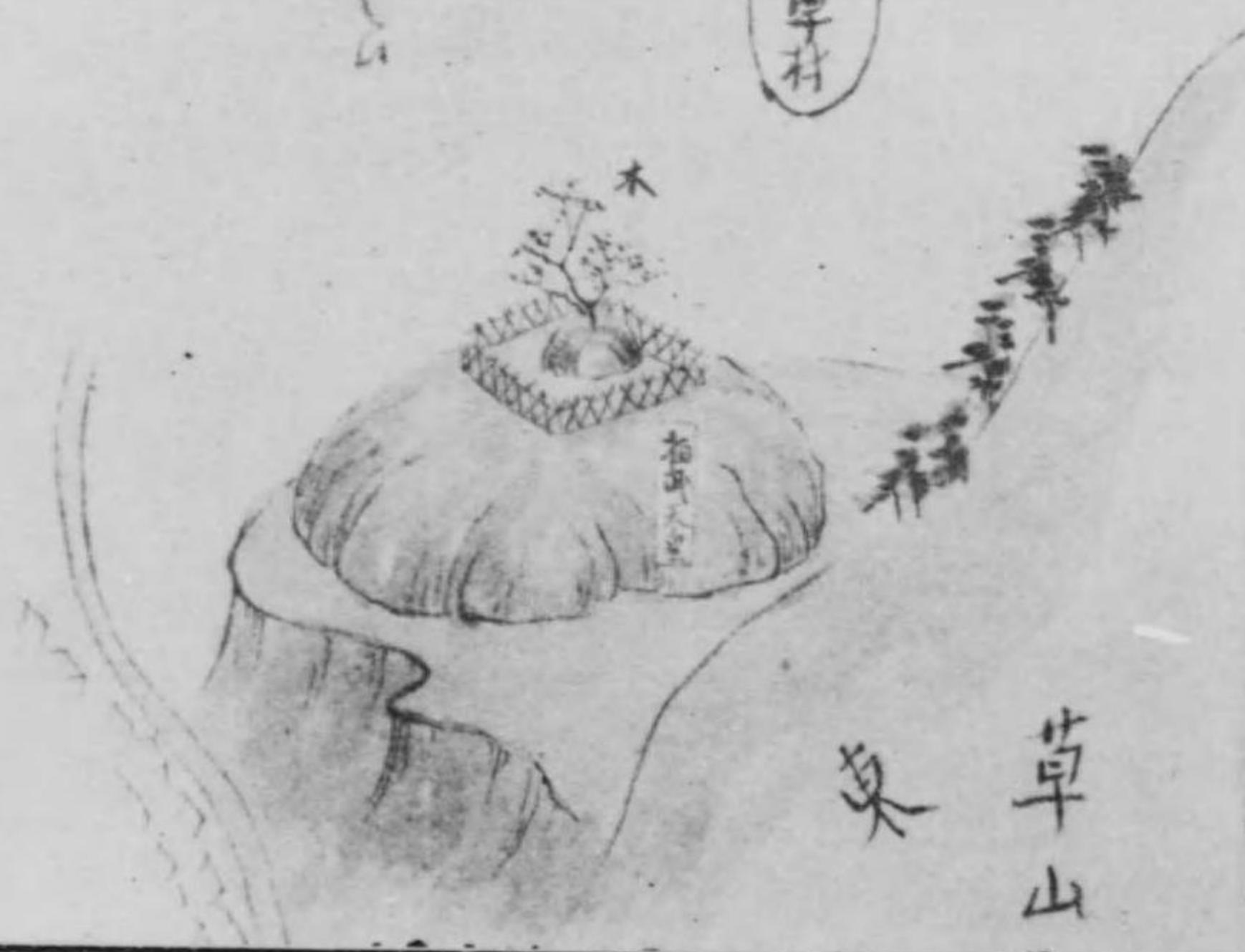
村

五代
桓武帝

山城西絕壁於深草石廬裏
佛事山一肉一段至石壁年
竹枝多肉小柏生其上

深草村

草山
巢



五十一代
平城帝

大和雪原下郡越前守村
内津福村
石燈三郎在舊松山空菊川長
山頂高々高而空佳有
竹枝此作舟空舟也此西行
古村名の在哉也

(津福寺村)



水水水

山陵考略の卷尾に

我が郷土の名望家である北村吉右衛門氏が我郷土の先賢たる贈從五位山川正宣翁の遺著に係る山陵考略を初めて出版されたのは大正九年三月二十六日であつた。此の出版は大正八年の秋 聖上陛下が大演武を攝播の野に御統裁あらせられた際に山川正宣翁に御贈位があつた其紀念としての美舉であつた。

斯くて北村吉右衛門氏は大正十二年の八月に到り 東宮殿下御成婚の紀念として再び山陵考略の印行出版を思ひ立たれた。そこで此の編輯に就ての相談は郷土の長老である稻束芝馬太郎氏の邸で北村氏を主人公として稻束翁を始め森萬太郎氏、稻束猛氏及び私の五名で纏めたものである。

所が此の相談中問題になつたのは山陵考略の原書には考証文の外に山陵の圖が附いて居たのであるが其原圖を逸して今傳つて居ないから何んとかして之を探し出して再版の山陵考略に副へ原書の如く仕上げたいと云ふことであつた。其所で此の附圖探索係の大任に當られた稻東、森の兩翁は廣く口碑を温れた結果伊居太神社の社司河村鼎氏の紹介に依つて一説に山陵考略の附圖の寫したらうと言はれて居る山陵の圖と題する寫本を大阪府豊能郡箕面村の淨圓寺で發見した。其れて早速この寫本を拜借して研究した所が山川翁の書いた山陵の圖（本書卷頭寫眞參照）と殆ど同様であつたことに驚いた。併しながら之を以て山陵考略附圖の寫本に相違ないとは判定し得ないけれども斷じて明治維新以前に於ける山陵見取圖の寫

本であると云ふことだけは云ひ得るのである。して見れば此の寫本を山陵考略の考証文に添附すること云ふことは啻に陵墓學上の参考資料たるものみならず尠くとも原書に近い山陵考略を仕上げると云ふ意味からしても價值あることだと考へた。

斯様な理由からして此のたび再版の山陵考略には淨圓寺の秘藏に係る山陵之圖の寫眞版を添附した譯である。本書の出版が社會の要求に適するや否や。學術上、思想上に於て多少貢献する所があるのであらば本書の編輯にお手傳ひをした私の光榮も亦大なるものである。

東宮殿下御成婚御饗宴を拜したる

大正十三年五月三十一日

原田三川識

大正拾參年六月壹日 印刷

大正拾參年六月貳拾五日 發行

非賣品

著者故山川正宣

大阪府豊能郡細河村大字木部
百七番屋敷

發行者 北村吉右衛門
大阪府豊能郡細河村大字木部
北村吉右衛門邸

發行所 池田史談會

大阪府豊能郡池田町三二三七ノ一
太陽日報社代表者

印刷者 原田長治



終

